

# 調査結果報告書（概要版）

## 第1 本件事案の概要・経緯

### 1 令和6年4月1日

蒲郡市職員（以下、「通報者」という。）から蒲郡市に対し、公益通報申出書（以下、「申出書(1)」という。）が提出される。

申出書(1)に記載された要旨は以下のとおり。

記

分限免職となった下水道課職員が、退職間際に、下水道課から、個人情報に記載された公文書を盗み出し、分限免職に係る公平委員会に証拠として提出した。下水道課職員が人事課長に報告し、警察に被害届を出すことを上申したが、人事課長がもみ消した。

以上

### 2 令和6年4月4日

通報者から蒲郡市に対し、公益通報申出書（以下、「申出書(2)」という。）が提出される。

申出書(2)には、公益通報対象事実について知っていると通報者が考える人物の氏名が記載されていた。

### 3 令和6年5月23日

蒲郡市公益通報調査委員会（以下、「調査委員会」という。）を設置した。その調査及び検討結果は、以下に報告のとおりである。

## 第2 調査委員会の設置と活動の概要

### 1 調査委員会の設置経緯

調査委員会は、本件事案の発生を受けて、蒲郡市長により設置された調査委員会であり、令和6年5月23日、蒲郡市公益通報調査委員会設置要綱（以下、「本要綱」という。）に基づき設置されたものである。

### 2 調査事項

第1回調査委員会（令和6年5月29日開催）において、下記事項を調査事項と定めた。

記

- I 公益通報に係る事実関係の掌握及び原因究明並びに再発防止に関する  
こと。
- II 公益通報に係る法令に基づく措置その他必要な措置に関すること
- III その他公益通報に関し委員会が必要と認めること

調査委員会の究極の目的は、再発防止策を構築することである。しかしながら、再発防止策を構築するためには、その前提として、本件対象行為の原因及びその背景を分析して特定する必要がある。そして、原因及びその背景を分析して特定するためには、本件対象行為に係る事実関係について、予断を持たず、中立公平な立場で詳細に調査する必要があることから、上記事項を調査事項と定めた。

### 3 調査委員会の構成

調査委員会の構成メンバーは以下のとおりである。

	職名	氏名
委員長	愛知大学法学部 准教授	永戸 力
副委員長	蒲郡市役所 総務部長	小田 剛宏
委員	弁護士	菊地 隆太
委員	弁護士	兒山 明彦

また、蒲郡市は、調査委員会の推薦の下、委員補助を、以下のとおり選任した。委員補助は、調査委員会の会議に同席するとともに、ヒアリング・報告書作成等に参画した。

	職名	氏名
委員補助	弁護士	小林 巧
委員補助	弁護士	西山 大樹
委員補助	弁護士	豊田 睦晃

その他、調査委員会の庶務については、本要綱8条に基づき、事務局として蒲郡市企画部人事課の職員2名が担当することとした。

### 4 調査概要

- (1) 以下の蒲郡市職員を対象に事情聴取を実施した。
  - ア 通報者本人
  - イ A下水道課長（以下「A下水道課長」という。）
  - ウ 同課B主幹兼係長（以下「B主幹兼係長」という。）
  - エ 同課C主幹兼係長（以下「C主幹兼係長」という。）
  - オ 同課D課長補佐兼係長（以下「D課長補佐兼係長」という。）

カ 平成●●年度E下水道課係長（以下「E下水道課係長」という。）  
申出書(1)において、当時の人事課長に対し被害届の提出を上申した旨の申告がなされた職員である。

キ 平成●●年度F人事課長（以下「F人事課長」という。）  
申出書(1)において、被害者届の提出を上申されるもその事実をもみ消した旨の申告がなされた職員である。

(2) 申出書(1)記載の公文書の盗難の事実を確認するため、分限処分に係る公平委員会に提出された証拠及び公平委員会の口頭審理調書の調査を実施した。公平委員会は、公開の手続であるため、公平委員会に関わる蒲郡市企画部人事課が保有する資料を確認した。

## 5 調査委員会の開催状況

(1) 調査委員会は、以下の期日に合計6回の委員会を開催した。

令和6年5月29日	第1回調査委員会
同年7月2日	ヒアリング（通報者）
同月24日	第2回調査委員会
同年8月8日	ヒアリング（A下水道課長及びB主幹兼係長）
同月23日	ヒアリング（C主幹兼係長、D課長補佐兼係長 及びE下水道課係長）
同年9月24日	ヒアリング（F人事課長）
同月25日	第3回調査委員会
同年11月20日	第4回調査委員会
令和7年1月24日	第5回調査委員会
同年3月11日	第6回調査委員会

## 第3 事実の認定と評価

### 1 事実認定の対象となる行為について

調査委員会では、申出書(1)に記載されている事実の存否等を対象として調査を開始した。

### 2 事実認定の方法

調査委員会は、日本弁護士連合会が平成22年7月15日付けで策定し、同年12月17日付けで改定された「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」における「事実認定に関する指針」を参考に本件事案

に関する事実認定を行うものとするところ、同指針の内容は以下のとおりである。

①第三者委員会は、各種証拠を十分に吟味して、自由心証により事実認定を行う。

②第三者委員会は、不祥事の実態を明らかにするために、法律上の証明による厳格な事実認定に止まらず、疑いの程度を明示した灰色認定や疫学的認定を行うことができる。

調査委員会は、原則として、民事訴訟における裁判所による事実認定の方法に準ずるよう努めたが、そもそも、調査委員会は事実調査に関して何らの強制的な権限を有さないこと、約10年前の事柄についての事実調査であるため客観的な証拠が残存している蓋然性が低いこと、また、調査機関が限定されていること等も踏まえて、調査委員会による事実認定の方法は以下のとおりとするものとした。

- ①関係当事者間に争いが無い事実は、他の客観的資料と矛盾しない限り、原則として、事実として認定する。
- ②客観的資料が存在する場合には、関係各当事者の供述がそれと沿わない場合でも、原則として、客観的資料から見て取れる事項を事実として認定する。
- ③関係者・当事者の供述が一致しない事項は、客観的資料、供述の一貫性・具体性・迫真性、その他の時系列との整合性・不自然さの有無、供述者の立場（当該事項について第三者であるか、虚偽の供述をする動機が存在するか等）等を総合的に評価し、認定できると判断するに至った場合に限り、事実として認定する。
- ④事実として認定できない場合でも、事実であった可能性が高いと思われる場合で、原因究明や再発防止の策定のためには有用であると思われる場合には、事実認定に至らないが、事実であった可能性が高いものと認定する。

### 3 認定した事実

#### (1) 背景事情

ヒアリングの結果、分限免職となった元下水道課職員（以下、「元職員」という。）は、在職当時、市に対し許可申請等の手続を取ろうとする事業者等とのトラブルが多く、上司の指導に対しても反発して従わない等の問題行動を繰り返していたとの供述が複数得られた。これについては、下水道課課長の引継ぎ書類である元職員

の行動記録にも、同様の記載があった。また、ヒアリングの結果から、平成●●年に分限免職により退職となった後も、分限免職の妥当性・適法性について公平委員会で長期間に亘って争い（現在も継続している。）、当該公平委員会に関するか否かを問わず、頻繁に市に対して架電や情報公開請求を繰り返していることが認定できる。

## (2) 公文書の持出し

平成●●年9月18日付元職員作成の回議用紙及びその添付資料としての指導文書案、排水設備計画確認申請書写し並びに排水設備工事図面写し（以下、これらの書面を「本件公文書」という。）が、元職員によって、公平委員会に証拠として提出されている。したがって、本件公文書の原本又はコピーが元職員の手元にあることが認定できる。

元職員が本件公文書を保有するには、情報公開制度によって取得するか、本件公文書の保管場所から持ち出すかのいずれかの方法によるしかないと考えられる。そして、情報公開制度で蒲郡市が公開する文書では個人情報記載部分は黒塗りとされる運用となっているところ（実際、当該証拠については通報者からの情報公開請求がなされ、これに基づいて公開した資料には黒塗りでマスキング処理がなされている。）、当該証拠は、個人情報に該当する部分も黒塗りがされていないことから、元職員の手元にある本件公文書は、情報公開制度によって取得したものとは考え難い。

また、公平委員会の口頭審理調書によると、本件公文書につき、「原本を一緒に持っていったということですか。」との質問に対して、元職員は「まあ、ある時点で持っていったんでしょうね。」と回答しており、本件公文書の持出しを自認している。

もっとも、公平委員会において証拠として提出されたものが原本であるかは明らかにならなかったこと、蒲郡市において、本件公文書のうち平成●●年9月18日付元職員作成の回議用紙及びその添付資料としての指導文書案については現在保存が確認できないものの、そもそも保管を要する文書として取り扱われていたのか自体判然としないことを踏まえれば、当該回議用紙及び指導文書案を紛失または廃棄した可能性も否定できない。

以上から、元職員が本件公文書の原本を持ち出したと断定するこ

とはできないものの、原本を持ち出した又はコピーをとって持ち出したかのいずれかである可能性が極めて高い、という限度において認定できるものと判断した。

### (3) 人事課長によるもみ消しの有無

#### ア 通報者のヒアリング結果

調査委員会の行ったヒアリングにおいて、通報者は次のように供述した。

- ・（非公開を条件に聞き取りをしたヒアリング調書からの引用）

#### イ E下水道課係長のヒアリング結果等

調査委員会の行ったヒアリングにおいて、E下水道課係長は次のように供述した。

- ・（非公開を条件に聞き取りをしたヒアリング調書からの引用）
- ・（非公開を条件に聞き取りをしたヒアリング調書からの引用）
- ・（非公開を条件に聞き取りをしたヒアリング調書からの引用）
- ・（非公開を条件に聞き取りをしたヒアリング調書からの引用）

E下水道課係長は、上記の本件公文書の持ち出しに対応した記録を備忘録として残していた（以下、当該記録を単に「備忘録」という。備忘録は紙媒体で提供されたものであるが、Microsoft Word で作成されたものと思料され、当該データを作成等した日時等が分かる資料（当該データのプロパティ）を印刷したのも併せて提供された。）。備忘録には、以下の記載がされていた。なお、以下の記載以外には、元職員とのやりとり等が記録され、E下水道課係長の所感等の記載もある。

- ・「平成●●年5月下旬」「人事課長に相談したところ、無断持ち出した（原文ママ）と考えられる文書があるなら、下水道課として本人に問い合わせしても良いと考えられるとのコメントを得る。……地方公務員法違反で、訴えることができないか顧問弁護士とも相談したいが、とのことであった。」
- ・「平成●●年9月20日」「人事課長より、（元職員）の件（甲第5号証）については、公平委員会の審議に係る事項であるため、同氏には話さないように要請される。」

## ウ F人事課長のヒアリング結果

調査委員会の行ったヒアリングにおいて、F人事課長は次のように供述した。

- ・（非公開を条件に聞き取りをしたヒアリング調書からの引用）
- ・（非公開を条件に聞き取りをしたヒアリング調書からの引用）
- ・（非公開を条件に聞き取りをしたヒアリング調書からの引用）

## エ 客観的資料及びヒアリングの結果を踏まえた意見総論

備忘録について、その元となるデータ（Word ファイル）の更新日時が平成●●年7月11日となっており、公平委員会で本件公文書が証拠として提出された時期に比較的近いこと、市に対し許可申請等の手続をとろうとする事業者等とのトラブルが多く、上司の指導に対しても反発して従わない等の行動を繰り返していたとされる元職員への対応を記録しておくことが作成経緯として自然であることなどから、備忘録はE下水道課係長が当時の記憶に基づき作成したものであると認定した。また、備忘録については、その作成時期・経緯及び作成者における虚偽記載の動機の不存在等から、信用性が高いと判断した。

E下水道課係長が、本件公文書の窃取について警察に届けるようF人事課長に進言したが、F人事課長がもみ消したとの事実については、関係当事者の供述からは確認できなかった。また、仮にそのような事実があれば、本件公文書の持出しに関して重要な事実と考えられるから、E下水道課係長が備忘録に記載していると考えられるところ、そのような記載はない。さらに、通報者の供述内容についても、通報者自らが体験した事実ではなく伝聞によって知った事実であり、かつ、その内容が10年以上前の出来事であることから、その正確性については不明である。

仮に、F人事課長がもみ消しを図る場合、動機としては、「自分が人事課長の時にトラブルが発覚して自分の覚えが悪くなることを避けたい」などといったことが想定されるが、元職員の行動について、人事課長が責任を負うような事態になることは通常考えられず、もみ消しを図る動機があったことは想定し難い。

また、公平委員会において元職員から証拠として持ち出されたと思料される本件公文書が提出されており、少なくとも蒲郡市においては公になっている。さらに、F人事課長が、公平委員会に

において本件公文書が証拠提出されたことを踏まえ、元職員が法令違反をしたことを主張すべきでないかといったことを代理人弁護士に相談・検討している。これらの事実を踏まえると、そもそも、F人事課長においてもみ消しを凶ることが可能な客観的状況にはなく、そのような意図も推認できない。

したがって、E下水道課係長が、本件公文書の持ち出しについて警察に届けるようF人事課長に進言したが、F人事課長がもみ消したとの事実は認定できない。

#### 4 告発義務違反の有無

調査委員会においては、被害届を出す旨の上申をF人事課長がもみ消したとの事実は認定できなかったが、一方、F人事課長が元職員による本件公文書の持ち出しについて告発をしたとの事実は認定できなかったため、告発義務違反の有無を検討した。

刑事訴訟法第239条第2項が定める告発義務について、告発を行うべきか否かは、犯罪の重大性、犯罪があると思料することの相当性、今後の行政運営に与える影響等の諸点を総合的かつ慎重に検討して判断されることになり、これらの理由に基づいて告発をしないこととしても、直ちに本項に違反するものではないとされる<sup>1</sup>。

本件では、公平委員会に黒塗りされていない本件公文書が証拠として提出されていたことから、本件公文書の窃取の可能性はあったが、資料の確認が蒲郡市においてできなかったことから、窃取を断定することは困難であった。また、本件で窃取された可能性のある本件公文書は、施工業者による排水設備計画確認の申請に対して、元職員が指導すべきとした指導文書案の回議用紙及び添付資料であるところ、当該排水設備計画確認の申請に係る事務処理は正常に完了しており、排水設備計画確認申請書の原本は蒲郡市に保存されている。さらに、公平委員会第16回口頭審理調書によると、回議用紙の決裁者が、回議用紙について、「こういう決裁を出すことを自体がおかしい」「公文書として間違い」である旨証言しており、正式な公文書か否かにも疑義がある。そうすると、指導文書案の回議用紙及び添付資料がなくとも、蒲郡市において行政に支障を生ずることは想定されないことから、犯罪の重大性は低く、告発をしなくとも行政運営に与える影響は小さかったと考えられる。

---

<sup>1</sup> 松尾浩也ら『条解刑事訴訟法 [第4版]』(弘文堂、2009) 466頁

また、備忘録の記載及びF人事課長の供述から、F人事課長が弁護士に対して元職員を罪に問えないかと相談したことが認定でき、法律の専門家に判断を委ねたことが窺われる。そうすると、告発義務が生じていないとF人事課長が判断をしてもやむを得ないと考えられる。

以上から、調査委員会では、少なくとも、F人事課長に懲戒処分が必要なほどの告発義務違反は生じていなかったと判断した。